

国産S A F利用促進事業実施要綱

6産労産計第928号

令和7年2月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、羽田空港における国産S A Fの供給拡大及び利用促進を図ることで、航空分野におけるC O₂ 排出量の削減と東京の国際競争力強化、持続可能なS A Fの市場形成と発展に寄与することを目的とする国産S A F利用促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「国産S A F」とは、持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて、日本国内で生産される燃料。

(都の役割)

第3条 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が、航空分野におけるC O₂排出量の削減と東京の国際競争力強化、持続可能なS A Fの市場形成と発展に向け、羽田空港にて航空会社へ国産S A Fを供給する都内企業に対して補助するために造成する基金への出えん
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務

2 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第4条 都は、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- (1) 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- (2) 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和7年4月1日から施行する。